

▶泉大津市マスコットキャラ募集／カルチャー・スコール／泉大津の古い写真を探しています



カルチャー・スコール シリーズ 15 (第41、42回)

美術界の大御所ら語る 絵の見方、アートの力！

11、12月のテーマは「生活の中の美」(全3回)。美術界の第一人者が絵やデザインの見方・学び方、地域を元気にする美術の力について語ります。

問合 秘書広報課 (市役所4階)

写真／葛飾北斎『神奈川沖浪裏』(富嶽三十六景)



講演では、「絵の見方がわから
ない」という人のため、具体的
なポイントを示しながら、「心を
もつて」絵に働きかける視点、
人間らしく生きるうえで不可欠
な芸術文化について話します。

●11月12日㈯「絵の見方・感
じ方」木村重信氏(大阪大学・
京都市立芸術大学名誉教授、兵
庫県立美術館名誉館長)
●11月20日㈰「アートと社会」
鶴田清一氏(大阪大学前総長、
大谷大学教授)
午後1時から整理券を配ります。南海電鉄後援。
講演会場はいずも市民会館。時間は午後2時～3時30分。入場無料。

●12月11日㈰「日本の美・世界
の美」藤田治彦氏(大阪大学大
学院教授)(※概要は12月号で
お知らせ)

なつかしい泉大津を集めた写真集を発行します

泉大津の古い写真を 探しています。

平成24年に市制施行70周年を迎えるにあたり、写真集「写真で見る泉大津市の70年(仮称)」の発行と写真展を企画しています。この写真集は、皆さんからご提供いただいた資料や本市所蔵の資料により作成する予定です。

つきましては、明治・大正・昭和の泉大津市における施設、風景、生活、行事、人物、風俗、自然、気象、災害、歴史事象などの写真や資料がありましたらご提供くださいますようお願いいたします。

ご提供の方法

泉大津市内の写真(紙焼きもしくはデジタルデータ)に、できるだけ詳しい説明文(撮影した年代や場所など)を添付し、持参または郵送でご提供ください。

なお、お借りした現物の写真などについては、写真集発行までに返却します。また、写真などをご提供いただいた人には、掲載の有無に関わらず発行誌を1部贈呈します。



写真／助松海水浴場(市勢要覧昭和30年版より)

締切 平成24年3月31日㈯

その他(借用条件など)

- ①借用資料は借用書と引き換えに返却します
- ②写真は複写データを作成し教育委員会で保管します
- ③複写データは本市および教育委員会発行物に限り所有者の許可なく使用します
- ④本市および教育委員会発行物掲載写真の転載依頼がある場合は、教育委員会で許認可を行います

提供先・問合 〒595-8686 泉大津市役所 秘書広報課
宛てに郵送、もしくは秘書広報課窓口(市役所4階)へ

市制70周年を記念して、毛布・ニットのまち「いずみおおつ」にふさわしいキャラクターを募集します

泉大津市マスコットキャラ募集!

本市は、平成24年4月に市制施行70周年を迎えます。これを記念し、泉大津市民としての郷土愛の醸成や市内外へ泉大津市の魅力をアピールすることを目的に、たくさんの市民の皆さんに親しまれる、「いずみおおつ」らしいマスコットキャラクターのデザインを募集します。最優秀作品については、市制施行70周年記念事業や広報活動などに活用し、本市の魅力発信のため、さまざまな取り組みを展開する予定です。

提出先・問合 〒595-8686 泉大津市役所 企画調整課 (☎33・9402 市役所4階)

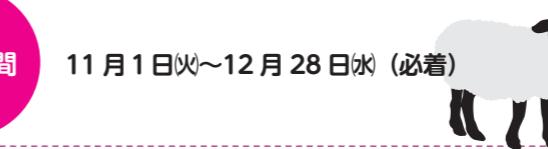
プロフィルイメージ
(泉大津市の毛布工場で生まれた羊精(ようせい)です!)

- ▷誕生日…4月1日(おひつじ座)
- ▷出身地…泉大津市内のとある毛布工場
- ▷性格…草食系。だけどみんなといわいわいすることが好き!
- ▷趣味…編み物、寝ること
- ▷好物…がっちょの炊いたん(煮物)、エビじゃこ
- ▷嫌いなもの…ジンギスカンの鉄鍋
- ▷体重…はかったことはない
- ▷特技…子どもと仲よくすること
- ▷ライバル…カシミヤやぎ、アンゴラうさぎ
- ▷親友(悪友)…ボーダーコリー
- ▷好きな場所…にぎやかなところ、人の集まるところ

1 募集内容 と応募資格

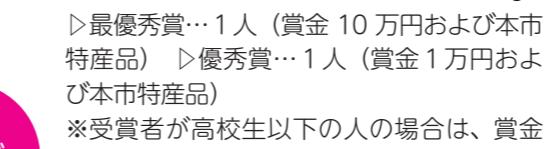


2 募集期間



11月1日㈫～12月28日㈬(必着)

3 賞 および 副賞



- ▷最優秀賞…1人(賞金10万円および本市特産品)
 - ▷優秀賞…1人(賞金1万円および本市特産品)
- *受賞者が高校生以下の場合は、賞金の代わりに同額の図書カードを進呈
- *最優秀作品は大阪ミュージアム構想の「いいデザイン100プロジェクト」作品として登録し、府のホームページなどで広く紹介

4 作品の 条件

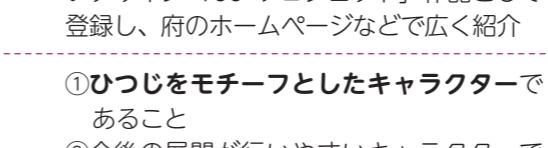
- ①ひつじをモチーフとしたキャラクターであること
- ②今後の展開が行いやすいキャラクターであること
- ③自作の未発表作品であること(同一作品を他のコンテストなどに応募していない、または個人的にも使用していないものに限る)
- ④他のキャラクターデザインに類似していないこと

5 応募の 方法



- 所定の応募用紙またはA4用紙にキャラを描き、企画調整課に郵送または直接持参(ファクスやメールでの応募は受け付けません)してください。
- また、電子データで作成した場合はそのデータと応募用紙を併せて提出してください。
- *所定の応募用紙は、本市ホームページからダウンロードするか、市役所、図書館・公民館などに設置
- *詳しい応募方法については、募集要項(本市ホームページからダウンロード可)をご覧ください

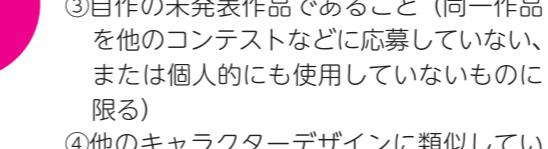
6 選定の 方法



選定委員会において、入賞候補作品を数点選出した後、市民の皆さん投票により最優秀賞および優秀賞を決定します。なお、最優秀賞が採用作品(泉大津市のマスコットキャラクター)となります。

*他のコンテストなどに応募していないものの、または著作権その他第三者の権利を侵害しているものについては審査の対象外となります。採用決定後であっても、これらの事実が判明した場合は、採用は無効となります

7 決定時期



平成24年5月ごろ

*受賞作品は、広報紙およびホームページで発表するほか、受賞者のみ文書にて通知。受賞した場合、受賞者の氏名、在住の市町村名および年齢を公表します

その他注意事項

- ①応募作品の返却はしません
- ②出品料は無料。ただし応募の際に必要な郵送料などの経費についてはすべて応募者負担
- ③応募作品の著作権その他一切の権利に關わる問題が生じた場合は、すべて応募者責任とする
- ④採用された作品は、泉大津市において一部補正、修正して使用する場合や、ポーズの変更、単色印刷で使用する場合あり
- ⑤採用された作品の著作権、二次使用権、商品化権、公衆送信権その他一切の権利は泉大津市に帰属
- ⑥受賞者は、泉大津市が当該作品を使用するにあたって、著作人格権を使用しないものとする
- ⑦受賞者と泉大津市は、最優秀賞および優秀賞に選出されたことを条件に、前記⑤および⑥を内容とした著作権譲渡契約を締結したものとする
- *この契約にあたり、最優秀賞および優秀賞の副賞以外の契約料や使用料の金銭的対価はお支払いしませんのでご了承ください
- ⑧今回の募集に際して泉大津市が応募者から取得した個人情報については、マスコットキャラクター募集に関するもの以外には使用しません

泉大津市役所

泉大津市東町9-12

料金受取人印
泉大津支店
認

59

差出有効期間
平成23年11月
30日まで
(切手をはらずに
お出しください。)

5 9 5 8 7 9 0

広報紙・ホームページについてのアンケートに ご協力をお願いします。

本市では、市政に関する情報を市民の皆さんに知っていただくために、広報紙・ホームページなどを利用し、広報活動を行っています。

このたび、より見やすく、わかりやすく、市民目線に立った広報活動を行うため、市民の皆さんにこれらの広報媒体についての率直なご意見をお聞きし、今後の広報紙づくり、ホームページづくりの参考としたいと考えています。

つきましては、裏面のアンケートにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。
問合 秘書広報課（市役所4階）

（切り取り線→）

アンケート回答・送付方法

●裏面のアンケートにご記入ください。



●このページを切り取ってください。



●郵送 または FAXで秘書広報課へ送付ください。

▷郵送…この面の「山折り線」にしたがい、「山折り①」→「山折り②」の順に折ります。裏面の「のりしろ」にのりを貼っていただき、封筒を作り、切手を貼らずにそのままポストへご投函ください。

▷FAX…裏面（アンケート面）のみを、秘書広報課宛（☎ 21・0412）に送信してください。

アンケート締切=11月25日（金）（当日消印有効）



よりよい広報づくりの
ため、皆さんのご意見を
お聞かせください！

（①に沿うて）

■ 子ども手当支給月額など

対象となる子ども	支給月額	所得制限	新規申請
0～3歳未満（一律）	1万5,000円	なし	必要
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	1万円		
3歳～小学校修了前（第3子以降）	1万5,000円		
中学生（一律）	1万円		

【お詫びと訂正】広報いづみおおつ10月号4ページのその1「子ども手当支給月額など」の表に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。（誤）3歳～小学校就学前 → （正）3歳～小学校修了前

10月分からの子ども手当の支給月額・支給要件などが変わりました。受給対象かどうか審査するため、中学校修了までの子どもと同居している父母などに、10月に子どもの手当の申請書を送りました。9月分まで子ども手当を受けていた人も新たに申請

が必要となります。申請書が届いていない人は児童福祉課までお問い合わせください。

支給要件
15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育する父母などに支給（原則、子どもと同居している父か母・養育者が対象）。また、子どもには国内に居住している要件が設けられ、児童養護施設などに子どもが入所している場合の支給対象者は施設の設置者になります。

お手元に届いた申請書に記入・押印し、請求者の健康保険証の写し、請求者名義の口座番号がわかるもの（通帳の写し）をお持ちのうえ児童福祉課で申請してください（郵送受付可）。申請状況により他に必要なものが生じる場合もあります。

請求者とは、子どもを養育している父母の場合、子どもを税の控除対象としていたり健康保険の被扶養者としている所得の多い人となります。公務員の人は勤務先での申請になります。

問合 児童福祉課（市役所1階
11番窓口）
虐待から子どもを守ろう！

11月は児童虐待防止推進月間です

虐待かな？と思ったら お電話ください

全国の児童相談所が相談を受け対応した件数は、この20年連続で増え続け、平成22年度には5万5,152件となりました。児童虐待の要因はさまざまですが、親が子育ての仕方が分からず、だれにも相談できずに結果として虐待をしてしまう場合もあります。

児童虐待が重篤な状況になる前に、その子どもと家族に早くから支援していく必要があります。

児童虐待とは

親や親に代わる保護者が、子どもに対し次の行為をすることをいいます。

▷身体的虐待…子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること

▷ネグレクト…子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置。その他、保護者としての監護を著しく怠ること。保護者以外の同居人による

虐待行為と同様の行為を保護者が放置すること。
▷性的虐待…子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること
▷心理的虐待…子どもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭で配偶者への暴力を見せるなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

児童虐待かな？と思ったらお電話をください

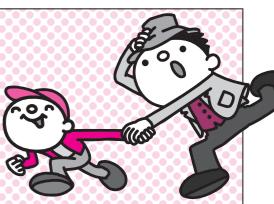
本市では、子どもに関わる福祉、保健、教育、医療、警察などの機関からなるネットワークで、虐待の防止に取り組んでいます。「もしかして虐待？」と思ったら、次の機関にすぐお電話を。通告者の秘密は厳守いたします。

①泉大津市児童虐待防止ネットワーク事務局（児童福祉課 ☎ 33・1131 午前8時45分～午後5時15分）

②大阪府岸和田子ども家庭センター（午前9時～午後5時45分 ☎ 072・441・0125 夜間・休日は ☎ 072・295・8737）

③大阪府警察チャイルド・レスキュー 110番（365日24時間受付 ☎ 06・6943・7076）

④児童相談所全国共通ダイヤル（365日24時間受付 ☎ 0570・064・000）



子ども手当の申請を おねがいなく！

申請の締切は
11月22日です

